平成２１年（フ）第３６５号
群馬県高崎市井野町884番地１
債務者　徳光　悦代（旧姓野田）
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１１１０号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目９番44号　マルコ荘２Ｆ
債務者　堀田　静香（旧姓市川）
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
埼玉県春日部市豊町５丁目19番地７　パティオＶ石塚305号
債務者　入江　　玲
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
埼玉県熊谷市柴13―５　アヴェンツァート・ヴィラⅠ―102、住民票上の住所埼玉県熊谷市鎌倉町85番地１　日神パレステージ熊谷鎌倉町1102
債務者　佐々木　誠
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３５４号
埼玉県熊谷市西野412番地７
債務者　吉野みつえ
１　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４００号
埼玉県本庄市けや木１丁目25番４号
債務者　金澤　歳明
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４０２号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹836番地３
債務者　齊藤　京子
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７０号
千葉県銚子市長塚町３丁目643番地の８
債務者　山崎　芳子
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１９４号
千葉県匝瑳市春海1486番地１　サンケトワールＢ―102
債務者　井上　　聡
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３４７号
静岡県沼津市下河原町８番地の４　コルディエラ下河原２Ｅ号室
債務者　市川　裕子
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
静岡県田方郡函南町大土肥199番地の７
債務者　渡邉　　修
１　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
静岡県田方郡函南町大土肥199番地の７
債務者　渡邉恵美子
１　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８９号
愛知県常滑市末広町２丁目159番地　シャルマン雅102号
債務者　大曲　政雄
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４７２号
名古屋市港区十一屋２丁目397番地
債務者　増本とよ子（旧姓長宮）
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６３４号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘24棟401号
債務者　吉田　高浩
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０４号
愛知県丹羽郡大口町余野６丁目280番地　ＬＴＯＷＮ中畠203号
債務者　佐藤　潤一
１　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４０６号
愛知県一宮市浅井町河端字吹25番地２　ロイヤルハイツ101号
債務者　佐々木はるみ（旧姓谷口）
１　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部